

平成26年5月22日

## 放送受信料の未収者に対する強制執行の実施予告について

NHKは本日、20都道府県の41人について、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、繰り返し丁寧な対応を重ねても、お支払いをいただけない状況です。支払期限までにお支払いがない場合は、やむを得ず最後の方法として、裁判所に強制執行の手続きを申し立てます。

### 【予告の概要】

対象者 20都道府県41人

(東京都8、長野県1、神奈川県2、群馬県1、千葉県1、埼玉県1、  
大阪府7、京都府1、兵庫県4、滋賀県1、愛知県2、静岡県2、富山県1、  
三重県1、岡山県1、福岡県1、熊本県1、宮崎県2、山形県1、北海道2)  
数字は人数

※ 熊本県での強制執行の実施予告は初。

※ 支払期限 平成26年5月30日